

- 問1 国会が二つの議院から構成される制度において、内閣総理大臣の指名や解散があることで国民の意見を反映させやすい、一方の議院を何という？
- 問2 誤判を防ぎ、慎重な裁判を行うために、同じ事件を3回まで裁判できる仕組みを何という？
- 問3 裁判員制度において、裁判員が裁判官と共に決定する、被告人が罪を犯したかどうかに関する判断を何という？
- 問4 法律が有効になるために必要な、天皇が行う公的な周知の手続きを何という？
- 問5 内閣が国会に対して行う、衆議院議員の任期満了を待たずにその地位を失わせる行為を何という？
- 問6 衆議院が解散されている期間に、緊急の必要がある場合、参議院が内閣の求めに応じて開くことができる集會を何という？
- 問7 内閣総理大臣が内閣の活動をまとめ、方針を決定するために主宰する會議を何という？
- 問8 最高裁判所の裁判官が職務にふさわしいかどうか、衆議院議員総選挙の際に行われる国民による直接審査を何という？
- 問9 国会の指名に基づき、内閣総理大臣を任命する権限を持つ存在は誰？
- 問10 衆議院に参議院よりも強い権限が与えられている理由として、任期が短く、内閣が持つどのような権限が存在するためとされるか？
- 問11 控訴が受理された際、高等裁判所などで行われる二度目の裁判のことを何という？
- 問12 第一審や第二審の判決に不服がある場合、さらに上級の裁判所に裁判をやり直すよう求める手続きを何という？
- 問13 国会議員の中から選ばれ、内閣を組織する責任者を何という？
- 問14 内閣の権限や閣議の運営など、国のあり方の根本を定めている最高法規を何という？
- 問15 国会で定められた法律に基づいて、実際に国政を運営する機関を何という？
- 問16 最高裁判所に対する申し立てにおいて、原判決の破棄を求める理由となる最大の根拠を何という？
- 問17 衆議院で可決されると、内閣は衆議院を解散するか総辞職しなければならない決議を何という？
- 問18 内閣が行政権の行使について方針を決定する、全会一致が原則の會議を何という？
- 問19 参議院議員の任期は何年と定められている？
- 問20 裁判官が職務上の義務に違反した場合に、国会議員によって構成される辞めさせるかどうかを判断する機関を何という？
- 問21 毎年1月に召集される通常国会の会期は何日間と定められているか？

答え合わせ・解説

問1	答え 衆議院	衆議院は議員の任期が4年と短く、途中で解散が行われる可能性があるため、その時々国民の意思を迅速に国会に伝えることができます。また、予算の議決や内閣総理大臣の指名などにおいて、参議院よりも優先される「衆議院の優越」という強い権限が与えられています。
問2	答え 三審制	第一審、控訴審（第二審）、上告審（第三審）の3段階で審理が行われます。これにより、下級裁判所の判決に誤りがある場合でも、上級裁判所で正すことができます。特に、重大な人権侵害や事実誤認を防ぐための重要な手続きです。
問3	答え 有罪・無罪の判断	裁判官は刑事裁判の第一審において、証拠を調べたり被告人の話の聞いたりします。その上で、裁判官と共に被告人が「有罪か無罪か」を判断し、有罪の場合は具体的な量刑についても話し合います。
問4	答え 公布	公布とは、国会で議決され内閣が受け取った法律を、国民に対して「このような法ができた」と公的に知らせることです。日本国憲法では天皇が国事行為としてこれを行います。予算は国の活動方針であり法律とは性質が異なるため、この公布という手続きを経ることなく、国会での議決をもって成立となります。
問5	答え 解散	衆議院が内閣不信任決議を可決した場合などに、内閣は衆議院を解散することができます。解散されると衆議院議員は全員その地位を失い、その後40日以内に総選挙が行われます。これによって国民は、新しい議員を選び出し、政治の方向性を改めて決定することができます。
問6	答え 緊急集会	緊急集会は、衆議院が解散されている期間中に、国に緊急の必要がある場合に限り召集される会議です。内閣の要求により参議院のみで開催されます。そこで採られた措置は、次の国会が召集された後、10日以内に衆議院の同意を得なければ、将来に向かって効力を失うという暫定的な性格を持っています。
問7	答え 閣議	閣議は内閣の意思決定の場であり、内閣総理大臣が主宰します。ここでの決定は原則として全会一致で行われる慣例があり、これにより行政の一貫性が保たれます。予算案の作成や政令の決定など、行政上の重要事項はすべてここで審議されます。
問8	答え 国民審査	衆議院議員総選挙の際、あわせて行われます。投票用紙に、辞めさせるべきだと思う裁判官の名前を記入し、それがなければ何も書かずに投票します。過半数の票が「辞めさせるべき」となった場合、その裁判官は罷免されます。
問9	答え 天皇	内閣総理大臣の任命や最高裁判所長官の任命は、国会の指名や内閣の指名に基づき、天皇が行う形式的な「国事行為」として憲法に規定されています。政治的な実権は持ちませんが、国家の元首としての厳かな手続きを担います。
問10	答え 解散	衆議院は解散があるため、国民の意見をより反映しやすいと考えられています。そのため、法律の可決や予算の議決において、衆議院の議決を優先させる「衆議院の優越」が認められています。参議院には解散がなく任期も長いので、衆議院よりも慎重な審議が期待されます。
問11	答え 控訴審	主に高等裁判所で行われます。第一審の裁判記録や証拠を元に、判決が事実に基づいているか、法律が正しく適用されているかを審査します。裁判官は第一審とは別人が担当し、より公平な判断を目指します。
問12	答え 上告	上告は、三審制における第三審（最高裁判所への申し立て）を指します。上告は、原判決が憲法に違反している場合や、過去の判例と判断が異なる場合などに限定して認められるのが原則です。
問13	答え 内閣総理大臣	内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の指名を受けて天皇に任命されます。総理大臣は国務大臣を任命し、内閣という行政組織のトップとして全体の指揮をとります。この仕組みにより、行政と立法が密接に連携しながら民主的な政治が行われます。
問14	答え 憲法	憲法は「法の支配」に基づき、国の最高法規として君臨します。国会、内閣、裁判所の役割を定め、互いに監視し合う権力分立の仕組みを規定しています。内閣の運営や行政権の行使も、すべて憲法の範囲内で行わなければなりません。
問15	答え 内閣	内閣は、行政権を担う国家機関です。内閣総理大臣を長とし、その選んだ国務大臣によって構成されます。主な仕事は、法律を執行し、国政を運営することのほか、予算の作成や外交関係の処理、条約の締結など多岐にわたります。国会に対して連帯して責任を負う「議院内閣制」をとっています。
問16	答え 憲法違反	最高裁判所への上告は、事実の認定を争うものではなく、法律の解釈や適用の誤りを正すためのものです。特に、判決が憲法の規定に反している「憲法違反」や、過去の重要な裁判の判断（判例）に違反していることが、上告の主要な理由となります。
問17	答え 内閣不信任案	衆議院でこの決議が可決された場合、内閣は10日以内に衆議院を解散しない限り、総辞職しなければなりません。これは、立法権と行政権の密接な関係を示す仕組みです。
問18	答え 閣議	内閣は行政権を行使する最高機関であり、閣議はその意思決定の場です。内閣総理大臣が議長を務め、すべての国務大臣が参加します。意思決定においては「全会一致」が慣例となっており、各大臣が責任を持って合意することが重視されています。
問19	答え 6年	6年という長い任期の中で、3年ごとに半数を改選します。衆議院のように解散がないため、政治状況に左右されにくく、専門的な知識や経験を持った議員がじっくりと議論を行うことが可能です。
問20	答え 弾劾裁判所	弾劾裁判所は、衆議院と参議院から選ばれた国会議員で構成されています。この裁判所によって罷免の判決が下されると、その裁判官は職を失うこととなります。
問21	答え 150日間	毎年1月に召集される通常国会は、法律案の審議や予算の決定を行う重要な場です。会期は150日間と定められており、この期間内に国家の重要事項を決定します。